

滋賀医科大学医学部附属病院女性医師支援のための スキルズアッププログラム診療登録医受入れ要項

平成28年11月25日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀医科大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における女性医師支援スキルズアッププログラムにおいて、一時的な離職または医療活動等を制限している女性医師の医療現場への速やかな復帰を支援し、もって地域の医療機関等に安定して医師を供給することを目的として、病院における女性医師支援のためのスキルズアッププログラム診療登録医（以下「診療登録医」という。）の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、診療登録医とは、第3条の規定による許可を受けて病院において診療業務に従事しながら自らの医療技術向上を図る者をいう。

2 診療登録医となることのできる者は、女性医師に限る。

(受入れの申請・許可)

第3条 診療登録医の許可を受けようとする者は、別記様式第1号の申請書に履歴書及び希望診療科長の同意書を添え、滋賀医科大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

2 前項の申請は、診療登録開始の日の1か月前までに行うものとする。

3 病院長は、申請内容が適当であると認めたときは、受入れを許可するものとする。

(受入れ期間の更新)

第4条 病院長は、診療登録医が受入れ期間の更新を申請したときは、当該診療科長の同意を得て、これを許可することができる。ただし、当初の採用日から原則として5年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

2 前項の申請は、診療登録期間満了の日の1か月前までに、別記様式第2号の申請書により行うものとする。

(身分等)

第5条 診療登録医は、国立大学法人滋賀医科大学非常勤講師就業規則（以下「就業規則」という。）に規程する非常勤職員とする。

2 勤務時間は、1月について24時間を超えない範囲内とする。

3 給与は、1時間当たり2,000円とする。

4 その他の労働条件等は、就業規則に定める。

(診療及び研究への参加等)

第6条 診療登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会及びその他の研究会に参加することができる。

2 診療登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の指導の下に、患者の診療に

参加することができる。

(診療報酬の帰属)

第7条 診療登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、病院に帰属する。

(事務)

第8条 診療登録医の受入れに関する事務は、総務課及び男女共同参画推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、診療登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年11月25日から施行する。

別記様式第1号

平成 年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長

殿

氏名 印

生年月日 年 月 日生

女性医師支援のためのスキルズアッププログラム
診療登録医受入れ許可申請書

下記のとおり、貴院において医療技術の向上を図りたいので、診療登録医として受入れを許可くださるようお願いします。

記

※必要に応じて記入欄を拡大してもよい。

1. 診療登録期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
2. 診療科	
3. 診療登録の目的	※自らのキャリアにどのように役立つかなど

別記様式第2号

平成 年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長

殿

登録年月日

氏名

印

生年月日

年 月

日生

女性医師支援のためのスキルズアッププログラム
診療登録医受入れ更新許可申請書

下記のとおり、診療登録医としての受入れ期間の更新を許可くださるようお願いいたします。

記

※必要に応じて記入欄を拡大してもよい。

1. 更新を必要とする期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
2. 診療科	
3. 更新を必要とする理由	